

総行応第 110 号
令和 6 年 3 月 22 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課・市町村担当課扱い)
(地域おこし協力隊担当課扱い)

総務省地域力創造グループ
地域力創造審議官
(公印省略)

地域おこし協力隊推進要綱の一部改正について (通知)

日頃より地域おこし協力隊制度の推進のため、格別の御配慮・御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

地域おこし協力隊推進要綱 (平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号) の一部について、別添のとおり、下記の措置内容等を含む改正を行いましたので、内容について十分御留意のうえ、取扱いに遺漏のないように御配慮願います。なお、本通知による取扱いは、令和 6 年度から特別交付税措置の対象となります。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村 (地域おこし協力隊担当課及び財政担当課) に確実に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別添) 「地域おこし協力隊推進要綱」新旧対照表
(参考) 地域おこし協力隊推進要綱 (改正後)

記

1 事業推進にあたっての留意事項

地域おこし協力隊は、令和 4 年度には隊員数が 6,447 人となり、地域活性化の大きな力になっているが、隊員数の増加に伴い、隊員のニーズや活動内容等も多様化しており、一人一人に対するきめ細やかなサポートが求められている。

また、隊員と地域住民の認識のずれや、地方自治体のサポート体制が十分に確保されていないこと等により、ミスマッチ・トラブルの事例が生じ、任期途中で退任したり、任期終了を待たずに地域を離れたりする隊員も一定数いるところである。

さらに、地方自治体の中には、地域おこし協力隊のとりまとめを担当する課と実

際に隊員を受け入れる課が分かれていることにより、制度の本旨に基づく運用がなされていない例や、担当者の異動により、ノウハウが蓄積されないまま運用を続けている例も見受けられる。

これまでも「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第4版）」等により、隊員を受け入れる際の留意事項等をお知らせしてきたが、ミスマッチ・トラブルの事例を未然に防ぎ、地域おこし協力隊の取組の更なる推進を図るため、各地方自治体においては、改めて以下の点にご留意いただきたい。

- ① 初任者向けの研修や任期終了間近の隊員向けの研修を実施し、隊員に対して必要な説明をするとともに、隊員の活動内容等を広く地域住民等の関係者に理解してもらい取組を積極的に行うなど、必要な配慮を行うこと。

また、総務省や都道府県が実施する研修への積極的な参加を促すこと。

- ② 隊員の活動状況を把握し、隊員の活動が地域力の維持・強化につながっているか、隊員が地域の中でどのような役割を果たしているか定期的に確認すること。

また、地域と隊員との間に問題が生じている場合は、問題に至るプロセスを関係者間で共有しながら、問題解決に向けた調整に努めること。

さらに、総務省や都道府県が実施する自治体職員向けの研修を積極的に受講するとともに、自治体内部での組織間の連携を密にすることにより、適切なサポート体制を確保すること。

2 財政措置の拡充

- (1) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費のうち報償費等について、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始に伴い、特別交付税措置の上限を280万円から320万円に引き上げること。

また、各地方自治体が特定の地域協力活動を遂行するにあたって、特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材（高度専門人材）が必要不可欠な場合に限り、当該地域協力活動に必要な不可欠な当該高度専門人材である地域おこし協力隊員の報償費等を最大420万円まで支給可能とすること。

- (2) JETプログラム参加者等の外国人が地域おこし協力隊として各地域で活躍している状況を踏まえ、外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費や外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費について、新たに道府県に対して特別交付税措置を講ずること。

3 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により活動に影響を受けた隊員の任期特例について、令和4年度以降は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は講じられて

おらず、コロナ禍による活動への影響は比較的小さいと考えられることから、令和3年度に任用された隊員の場合は1年を上限として延長（最長4年）することができることとしていること。

(2) 地域おこし協力隊員の活動に要する経費について、年度の中途から地域おこし協力隊員を任用する場合や年度の中途で地域おこし協力隊員が任期終了する場合にあっては、月割・日割により計算した額を上限額とすることとしていること。

(3) 地域おこし協力隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間について、「地域おこし協力隊員の育児等に係る活動中断期間の財政措置について」(平成29年3月24日付け事務連絡)のとおり取り扱うこととしていること。

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課
担当：棕田企画官、深野係長、植田事務官、
水城事務官

電話：03-5253-5394（直通）

E-mail：jinzai.renkei@soumu.go.jp